

第2条 送付方法

(a) 紛争処理機関が申立書を登録者に送付するときは、合理的に利用可能な、登録者に通知できる手段を講じなければならない。実際に申立書が送付されるか、または、以下に掲げる手段によって送付したときには、紛争処理機関による送付がなされたものとみなされる。

- (i) JPRS のドメイン名登録原簿に記載されているドメイン名登録組織の代表者、登録担当者、または公開連絡窓口への、郵送またはファクシミリによる申立書の送付
- (ii) 電子メール（電子メールによる送付が可能な添付書類を含む）による次の宛先への申立書の送付
 - (A) 登録担当者または公開連絡窓口の電子メールアドレス
 - (B) postmaster@<申立の対象となっているドメイン名>
 - (C) 当該ドメイン名により運営される Web ページにおいて、連絡先として提示されている電子メールアドレス
- (iii) 登録者が紛争処理機関に通知した希望送付先の住所、および第3条(b)(v)により申立人が紛争処理機関に提示した送付先への申立書の送付